



議会の議決を経ずに行った教師用教科書及び指導書の購入について

平成 27 年度、令和 2 年度及び令和 6 年度に購入した教師用教科書及び指導書について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定されている予定価格 700 万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに契約していた案件が 3 件あることが判明しました。

1 対象案件

(1) 平成 27 年度

- ア 小学校教師用教科書及び指導書 1,552 冊
- イ 契約年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- ウ 購入金額 9,753,099 円

(2) 令和 2 年度

- ア 小学校教師用教科書及び指導書 1,903 冊
- イ 契約年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- ウ 購入金額 14,913,901 円

(3) 令和 6 年度

- ア 小学校教師用教科書及び指導書 2,274 冊
- イ 契約年月日 令和 6 年 4 月 1 日
- ウ 購入金額 30,818,920 円

2 発覚の経緯

他自治体における同様案件の新聞報道等を受け確認したところ、議会の議決に付さずに、平成 27 年、令和 2 年及び令和 6 年 4 月に購入していたことが判明しました。

3 今後の対応

当該手続を遡って有効なものとするべく、令和 6 年寒川町議会第 1 回定例会 9 月会議において、財産の取得の追認を求める議案を提出させていただく予定です。

4 再発防止

議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について改めて周知を行うとともに、契約事務手続きを進める際のチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

予算編成過程で該当案件を把握するとともに、事業の着手から完了までのスケジュールを確認し、適切な時期に適切な方法で予算計上することについて、徹底を図ります。

問い合わせ先

寒川町教育委員会学校教育課 課長 黄木 悟 ☎0467(74)1111 内線 520